

(公印省略)

介高第924-15号

令和2年4月20日

各高齢者施設 管理者 様

群馬県健康福祉部介護高齢課長 島田 和之

入居者・職員の発熱状況等の報告について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策については、既に各施設において取り組まれていることと存じますが、報道にもありますように、新型コロナウイルス感染症は急速なスピードで全国に拡大しており、県内のどの施設でも、施設内感染がいつ発生してもおかしくない、正にぎりぎりの状況が続いております。

つきましては、感染症予防と早期発見等に活用したいので、感染症対策で日々お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴施設の入居者・職員の発熱状況等について、下記のとおり御報告をお願いします。

記

1 調査内容

(1) 対象施設

県が所管する次の施設

- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設、居宅事業所は除く。）

(2) 対象者

入居者、職員

(3) 報告項目

発熱、呼吸器症状等

2 報告方法等

(1) 報告回数、報告時間

- ・毎日1回（土日、祝祭日含む。）
- ・正午（12:00）までに報告してください。

(2) 報告方法

群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）からリンクにアクセスし、入力・送信してください。

3 詳細

別紙（報告要領）を参照してください。

4 その他

①各施設内及び職員の皆様の感染予防対策の一層の徹底

これまで発出された関係通知等の再確認をお願いします。

特に、令和2年4月8日付け介高第924-7号で通知した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」に付けたチェックシート（利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系））A4サイズ・横版・2枚や、4月17日に県介護高齢課からメール送信した厚生労働省クラスター対策班提供資料「施設における感染対策」の確認をお願いします。

②施設の職員・利用者に感染者・濃厚接触者が疑われる場合

地域を所管する保健所（保健福祉事務所）に連絡・相談をお願いします。

③同感染症に係る介護保険サービスの取扱い

国から頻回に発出される通知について、県はメールにて各事業者に送信するとともに、県ホームページに掲載しています。毎日確認し、適切な対応をお願いします。

- ・新型コロナウイルス関連通知（高齢者施設等関係）

https://www.pref.gunma.jp/02/d23g_00263.html

- ・群馬県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<http://stopcovid19.pref.gunma.jp/>

問合せ先

介護高齢課

福祉施設係 027-226-2569

保健・居住施設係 027-226-2566

群馬県が所管する高齢者施設・障害児者施設における 入居者・職員の発熱状況等の報告要領

R2. 4. 20現在

1 趣旨

- (1) 異常（疑いを含む）のある施設に状況の確認
- (2) 集団発生の疑い案件を保健所に通報
- (3) 報告されなかった施設に状況の確認

2 対象施設の種類

- ① 高齢者施設：有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
介護老人保健施設、介護医療院
- ② 障害児・者入所施設：障害者支援施設、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設

3 施設番号

- ① 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設は介護保険の指定事業所番号です。
- ② 障害者支援施設、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設は障害福祉サービスの指定事業所番号です。
- ③ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院については、別添「報告時に入力が必要となる「施設番号」について」を確認してください。

4 対象者

- ① 2に掲げる施設に入居・入所している高齢者、障害児、障害者
- ② 2に掲げる施設に勤務している職員
※複数の施設を兼務する職員は、それぞれの施設でカウント（重複）して報告。

5 内容

2の施設ごとに、3の対象者別の

- ① 現在の入居者数
- ② ①（現在の入居者数）のうち、発熱・呼吸器症状のある入居者数
- ③ 現在の職員数
- ④ ③（現在の職員数）のうち、発熱・呼吸器症状のある職員数

6 頻度等

頻度：毎日（土日、祝祭日含む。）

期限：正午（12時）まで

基準：報告時に把握している状況

7 始期及び終期

令和2年4月22日（水）から当分の間

8 あらかじめ了解願いたいこと

報告内容により、各施設への連絡や所管の保健福祉事務所と情報共有します。

9 その他

市町村が所管する施設については、別途、検討中です。

報告時に入力が必要となる「施設番号」について

1 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

群馬県ホームページに掲載されている一覧表を確認し、当該一覧表で貴施設に割り振られた「番号」の後に、1070111を付けた数字が、施設番号になります。

(例) 県ホームページの一覧表で貴施設に割り振られた番号が「3」の場合
「31070111」を施設番号として、入力してください。

(例) 県ホームページの一覧表で貴施設に割り振られた番号が「123」の場合
「1231070111」を施設番号として、入力してください。

※施設番号は、毎回、入力が必要となるため、確認時、メモ等願います。

2 介護医療院

介護保険法の指定事業所番号のうち、「10B」より後の番号が、施設番号になります。

(例) 介護保険法の指定の番号が「10B070256」の場合
「70256」を施設番号として、入力してください。

(例) 介護保険法の指定の番号が「10B500015」の場合
「500015」を施設番号として、入力してください。

(例) 介護保険法の指定の番号が「10B000015」の場合
「15」を施設番号として、入力してください。

緊急情報

知事から県民の皆さまへ（政府の緊急事態宣言発令に伴う外出自粛

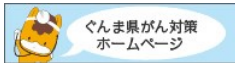
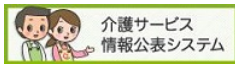
関連ページ

▽ [感染症・予防接種](#)

> [感染症対策](#)

> [予防接種](#)

おすすめサイト



▼バナー広告



バナー広告
> [お申し込みのご案内](#)

これは発熱状況等報告フォームのリンク等を掲載する群馬県ホームページの画面イメージです。
このページは令和2年4月22日(水)午前8時から公開されます。
現在は公開されておきませんので、ご注意ください。

高齢者・障害児者施設の入居者及び職員の発熱状況等報告

各施設 状況報告について

対象の施設は毎日正午までに、入居者及び職員の検温を実施の上、次のリンク先入力フォームよりご報告ください。

(対象)

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、介護医療院、障害者支援施設、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設

(URL)

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc0ICv2z8saNqY48qryMstL0Ze7RKcb8KJaVExzISUjN5cD1w/usp=sf_link

施設番号確認

令和2年4月20日付け報告依頼をご確認ください。

なお、次の施設については、依頼と合わせ、各リンク先の一覧表を参照の上、該当の「番号」または「通番」をご使用ください。

- ・養護老人ホームは[こちら](#)
- ・軽費老人ホームは[こちら](#)
- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は[こちら](#)

連絡先（所轄庁）

○養護老人ホーム ○軽費老人ホーム ○特別養護老人ホーム

(担当) 健康福祉部介護高齢課

福祉施設係 電話 027-226-2569

○有料老人ホーム ○サービス付き高齢者向け住宅

○介護老人保健施設 ○介護医療院

(担当) 健康福祉部介護高齢課

保健・居住施設係 電話 027-226-2566

○障害者支援施設

(担当) 健康福祉部障害政策課

施設利用支援係 電話 027-226-2632

○医療型障害児入所施設 ○福祉型障害児入所施設

(担当) 健康福祉部障害政策課

発達支援係 電話 027-897-2648

よくある質問 (FAQ)

Q 毎日、入力（報告）しなければなりませんか？

A お手数をお掛けしますが、システムの都合上、毎日、入力いただきますよう、お願いいたします。

Q 施設番号がわからない場合は？

A 令和2年4月20付け報告依頼をご確認ください。

Q 通所施設がありますが、その利用者も対象になりますか？

A 対象とはしません。施設入居者だけで報告してください。

Q 併設の短期入所がありますが、そこの利用者も対象になりますか？

A 特別養護老人ホームの併設短期入所のように、一体的に運営している場合は、短期入所の利用者も含めて報告してください。

Q 同じ建物に複数の施設がありますが、報告はまとめて行うのですか？ それぞれで行うのですか？

A 指定を受けた単位ごとに報告を受けることを想定しています。

なお、指定は別であっても、一体的な運営をされている場合には、問い合わせ先まで、ご相談ください。

Q 職員はどこまでが対象ですか？

A 各施設において働いている職員を対象としてください。介護職員・看護職員だけでなく、事務員・調理員のほか、介護助手や清掃員なども含めて報告してください。

Q 呼吸器症状とはどのようなものを指しますか？

A 咳や、喉の痛みがある状態を指します。

Q 発熱は何度以上が該当しますか？

A 37.5℃以上です。

Q 検温はいつまでに実施する必要がありますか？

A 9時までの実施が望ましいです。必ず報告期限時刻（正午）までには行ってください。

Q 有料老人ホームですが、人手が足りず検温ができません。併設している通所介護事業所（デイサービス）で検温を行っても良いですか。

A 差し支えありません。

このページについてのお問い合わせ

健康福祉部監査指導課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話 027-226-2551

FAX 027-243-6333

E-mail kansashido@pref.gunma.lg.jp

迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部（@pref.gunma.lg.jp）を画像化しております。

[> 群馬県ホームページについて](#) > [> 使いやすさへの配慮](#) > [> サイトマップ](#) > [> 県庁舎のご案内](#) > [> 県へのお問い合わせ一覧](#)



心にググっと
群馬県

群馬県庁 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話番号（代表）：027-223-1111 法人番号：7000020100005

「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き無断転載を禁じます。(c) 2017 群馬県

群馬県 高齢者・障害児者施設 入居者・ 職員の発熱状況等の報告

毎日、12時までに入居者、職員の検温を行い、報告をお願いします。

***必須**

施設種別 *

選択

事業所番号 *

介護保険、障害福祉サービスの事業所番号があればそれを入力してください。ない施設については次のリンクから施設の番号を確認してくださいhttps://www.pref.gunma.jp/02/d29g_00243.html

回答を入力

事業所名 *

回答を入力

報告日 *

日付

年 / 月 / 日

入居者数 *

実際に施設内に居られる方の数。一時帰宅や入院中の方は除きます。

回答を入力



入居者の中で37.5℃以上の発熱もしくは呼吸器症状のある人数 *

呼吸器症状とは、咳やのどの痛みがみられる状態です

回答を入力

職員総数 *

正規・非正規は問いません。実際に働いている職員の方の人数です

回答を入力

職員の中で37.5℃以上の発熱もしくは呼吸器症状のある人数 *

呼吸器症状とは、咳やのどの痛みがみられる状態です

回答を入力

送信

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

Google フォーム

